

令和2年度京都大学公共政策大学院

入学試験問題（一般選抜）

# 科目名：憲法

この表紙の次には、「憲法」の試験問題が1ページ、2問  
ある。

2問とも解答すること。

1問につき、答案用紙1冊を用いて解答すること。

答案用紙ごとに、所定の欄に科目名、問題番号を記入す  
ること。

科目名 憲法

以下の問題すべてに解答しなさい。

**問題1** 一部の政治家から、「衆議院解散の判断は、首相の専権事項である。」という主張がなされることがある。この主張の憲法解釈としての妥当性について、衆議院解散権についての学説の議論をふまえて答えなさい。

**問題2** ある新聞社に勤務する記者Aは、ある問題をめぐるB国との外交交渉において密約が存在するとの情報を得て、関係者の取材をしていた。政府はこの密約の存在を否定していたが、Aは、この交渉に関与した外務省職員Cへの取材の感触から、密約の存在を確信するに至った。しかし、報道するには確実な証拠が必要である。AはCに対し、この密約は日本の将来に重大な影響を与える危険があり、公にすることこそが真の国益に沿うはずだと説得したが、Cは秘密を漏らすわけにはいかないという姿勢を崩さなかった。そこでAは、この密約が公になれば、その存在を否定してきた外務省上層部が失脚するため、Cの昇格が早まるはずだと説いた。するとCは心を動かされ、Aに密約の記載された文書を渡した。その後、この文書はAによって公にされた。

密約公開を受けて、国家公務員法の秘密漏示罪（国家公務員法109条12号、100条1項）容疑の捜査が行われ、Cが起訴されるとともに、Aも秘密漏示そのおかし罪（同法111条）で起訴された。Aは、自らを処罰することは、取材の自由を侵害すると主張している。Aの行為の憲法上の評価について論じなさい。Cの罪責については論じなくてよい。